平成２２年（フ）第１６２１６号
東京都大田区大森北１丁目22―２―801
債務者　平良　直子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２１７号
東京都東村山市秋津町５丁目38―23―102
債務者　宮永　龍一
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２１８号
東京都港区港南１―１―27―805、住民票上の住所東京都世田谷区代田１丁目20―18
債務者　北村　順子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２３１号
東京都町田市常盤町2968―１
債務者　小山　香里（旧姓豊村）
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２３２号
神奈川県横浜市戸塚区下倉田町1145―202
債務者　彌永　和代
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２３９号
千葉県市川市塩浜４丁目２―５―809
債務者　下野　　淳
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２４９号
埼玉県さいたま市中央区本町東４丁目25―９
債務者　石川　典子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２５０号
東京都大田区仲六郷４丁目32―11―002
債務者　小林　祐一
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５７号
熊本県上天草市松島町今泉1418番地１
債務者　本多　　靖
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月２日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第１２４１号
東京都八王子市高尾町1116番地１ハイムフォーレスト207号
債務者　森山　彩美
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３００号
東京都武蔵村山市本町２丁目19番地の５コーポ東303号
債務者　加瀬由紀子（旧姓神邊）
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５５号
栃木県小山市大字大行寺1099番地５
債務者　中村　　育
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後１時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第４２０号
川崎市幸区河原町１番地　河原町団地２―524
債務者　佐藤　　登
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４５０号
青森県むつ市小川町２丁目21番24号
債務者　前田　隆平
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４５４号
青森市長島４丁目２番９号
債務者　村田千鶴子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係